

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
[改定版]  
（概要版）

令和8年3月

鳥栖市

## 第1節 計画策定のねらい

### 1 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

鳥栖市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。2015年には国連持続可能な開発サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、17の基本目標と169のターゲットが設定された。本市でも、総合計画の基本目標ごとに位置付ける各種施策の推進において、SDGsの理念を意識しながら取り組むため、各種施策とSDGsとの関連付けを行っている。さらに、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」をしており、本市でも、令和5年12月に「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする“ゼロカーボンシティ”の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって取り組む」旨の「鳥栖市ゼロカーボンシティ宣言」を宣明している。

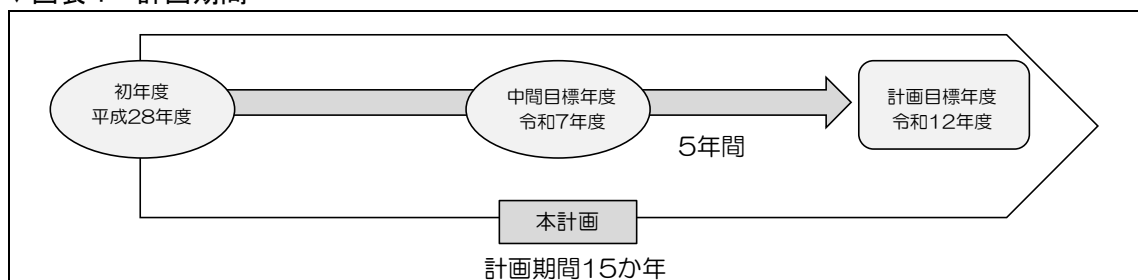
こうした現状をふまえ、既定計画策定以降ごみ排出量が大きく変動していることや、本市のごみを処理している組合（※）のごみ処理施設の更新があったこと等の社会的情勢の変動を踏まえて、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行い、今後5年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにした。

※（旧）鳥栖・三養基西部環境施設組合（1市2町で構成）、（現）佐賀県東部環境施設組合（2市3町で構成）。佐賀県東部環境施設組合を以下「組合」という。

### 2 計画期間

現行計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としている。今回、計画期間の10年目にあたる令和7年度に見直しを行い、以降の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

▼図表1 計画期間



## 第2節 廃棄物処理の現状と課題

### 1 ごみの排出量

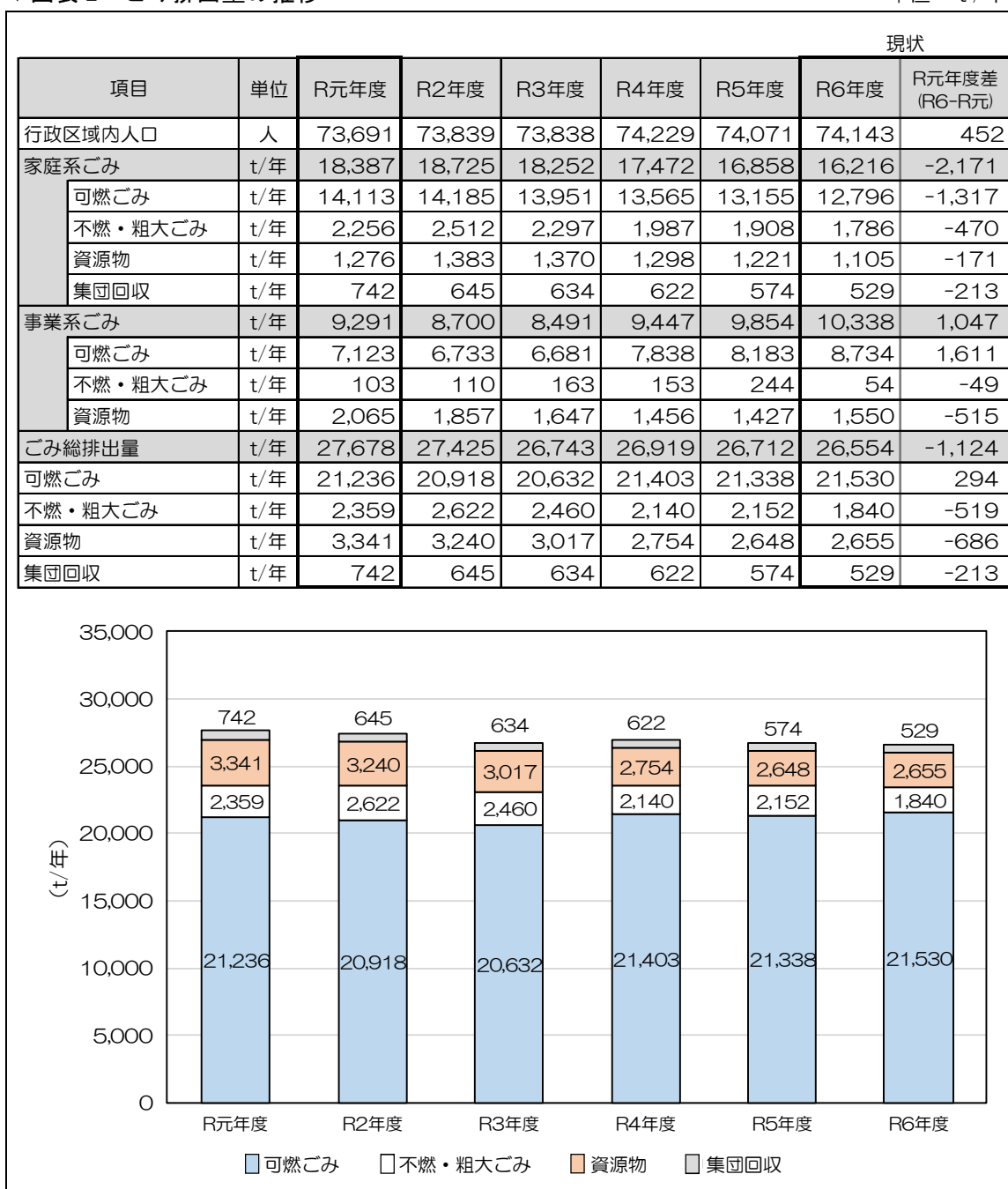
本市におけるごみの年間総排出量は減少傾向にある。

家庭系ごみは減少傾向であり、資源物の減少は、民間の資源回収ボックス等により本市の収集以外での回収が進んでいることや、古紙消費量の減少が要因と推測される。

事業系ごみについては増加傾向となっており、事業活動の活発化等によるものと推測される。

▼図表2 ごみ排出量の推移

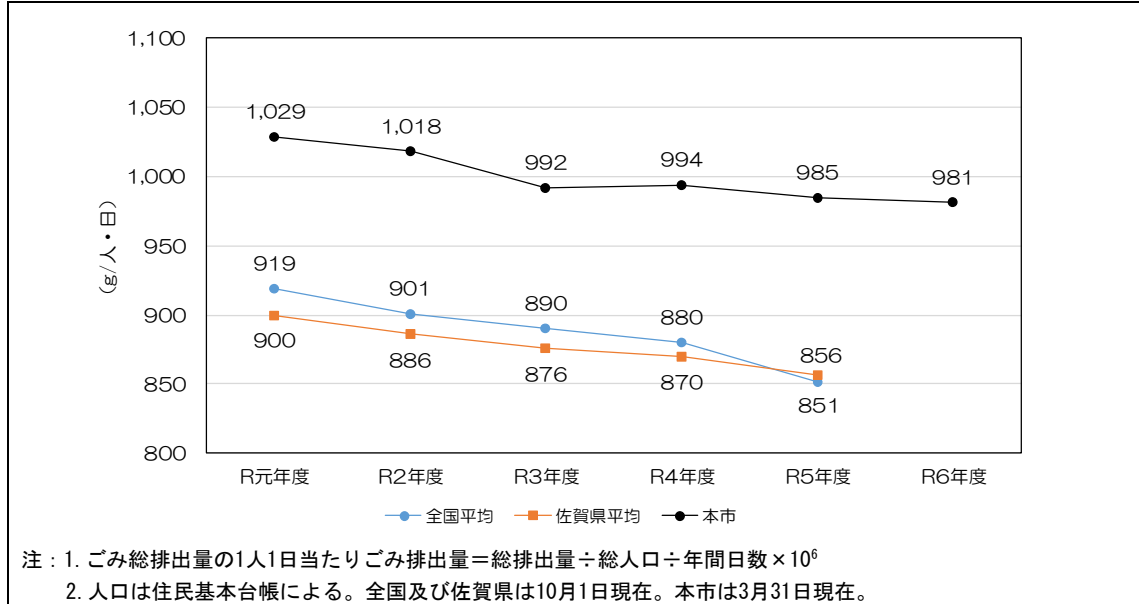
単位：t/年



## 2 1人1日当たりごみ排出量

本市のごみ総排出量に対する1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、令和6年度では981gと、佐賀県平均(856g)や全国平均(851g)と比較すると高い値で推移している。

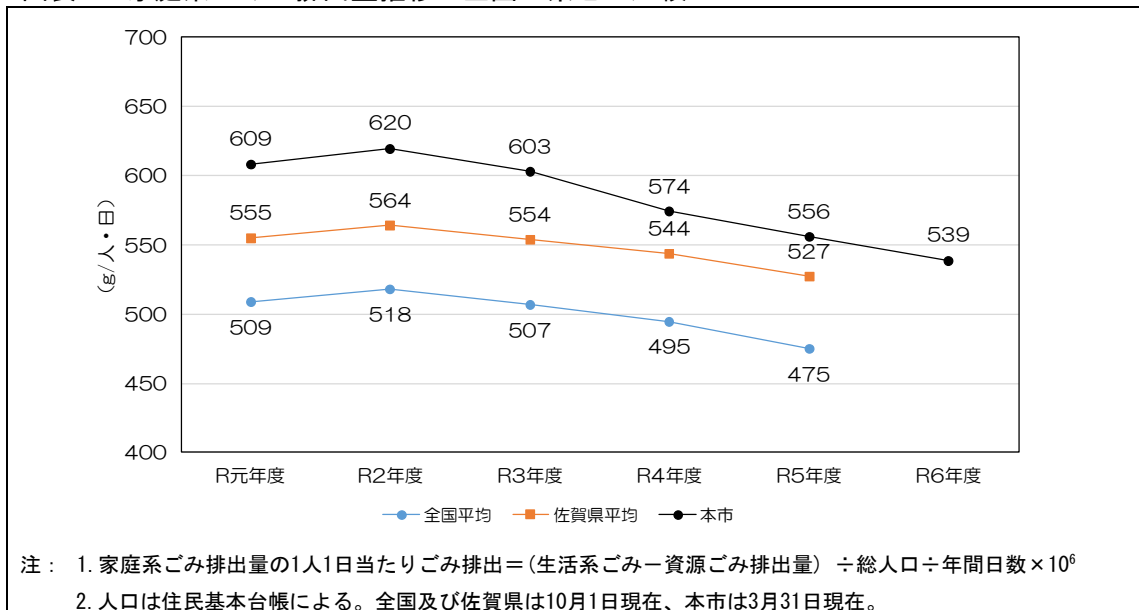
▼図表3 ごみ総排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、令和6年度では539gと、佐賀県平均(527g)や全国平均(475g)と比較すると高い値で推移している。

▼図表4 家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

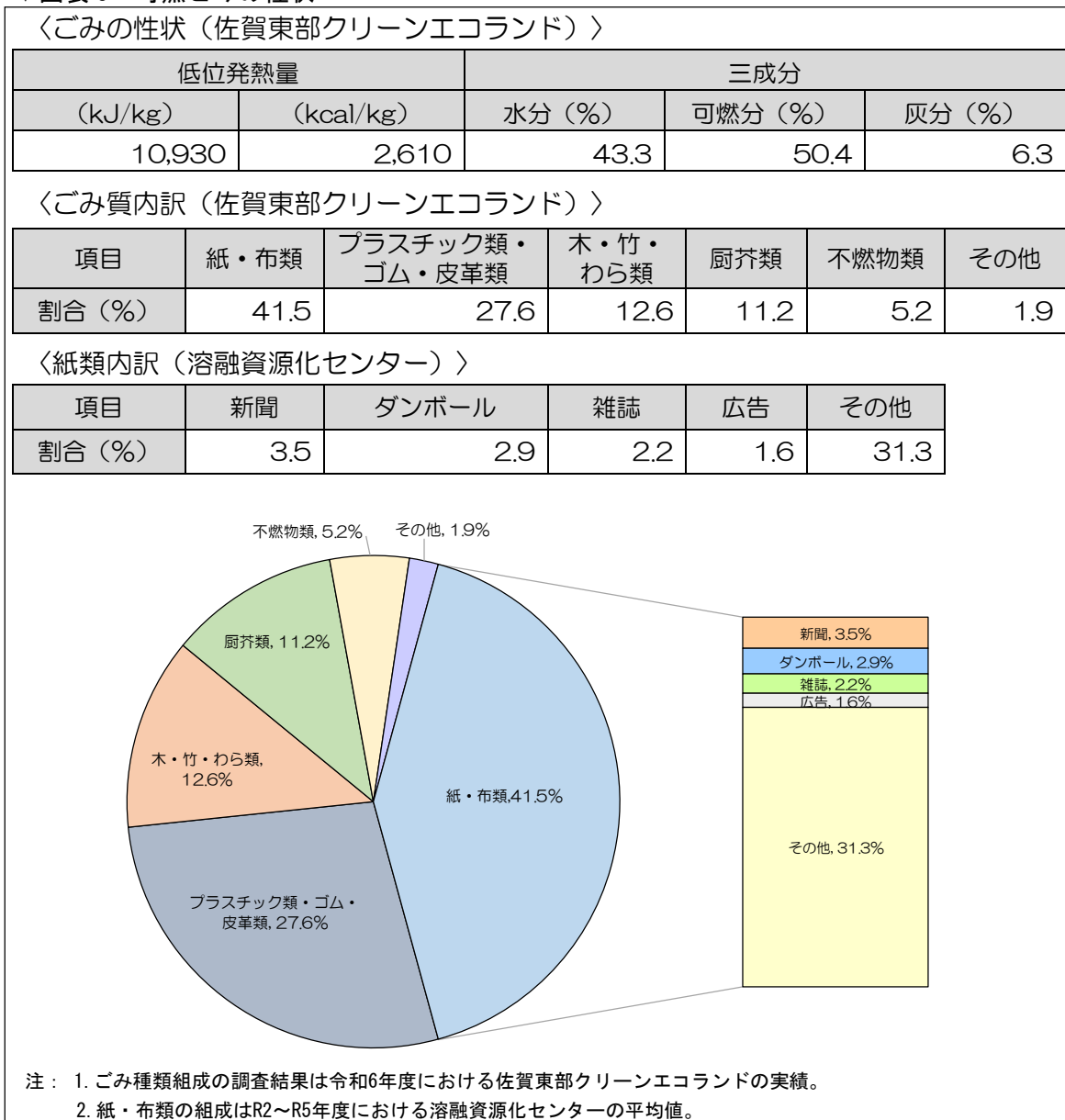
### 3 ごみの性状

組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランドにおいて焼却処理を行う可燃ごみは、定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

令和6年度の佐賀東部クリーンエコランドにおける低位発熱量（月別結果の平均値）は、10,930kJ/kg (2,610kcal/kg)である。三成分（月別結果の平均値）は、可燃分 50.4%、水分 43.3%、灰分 6.3%となっている。

令和6年度の佐賀東部クリーンエコランドにおけるごみ種類組成の調査結果（湿ベース）の構成比（月別結果の平均値）は、紙・布類が 41.5%、プラスチック類・ゴム・皮革類が 27.6%、木・竹・わら類が 12.6%、<sup>ちゅうみ</sup>厨芥類（生ごみ）が 11.2%、不燃物類が 5.2%、その他が 1.9%である。令和2～5年度の、鳥栖・三養基西部環境施設組合が管轄していた溶融資源化センターにおける紙・布類内訳は、新聞 3.5%、ダンボール 2.9%、雑誌 2.2%、広告 1.6%、その他 31.3%である。

▼図表5 可燃ごみの性状



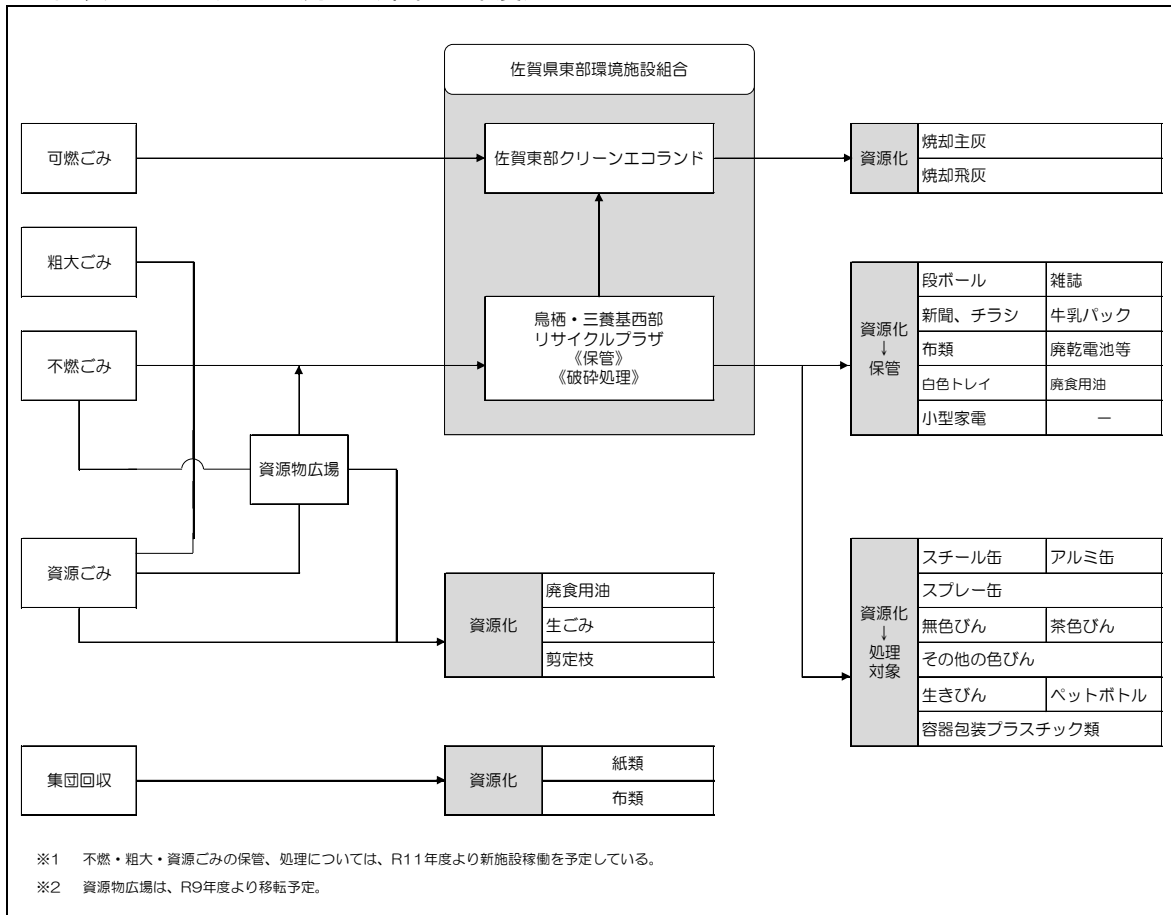
#### 4 ごみ処理の流れ

現在、本市から排出された可燃ごみは、組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理を行っており、焼却処理に伴う焼却主灰、焼却飛灰を全量資源化している。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザで処理対象物の特性に合わせ破碎・選別・圧縮梱包等の処理を行っている。その際に回収した金属類等は資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理している。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の処理については、現在組合においてマテリアルリサイクル推進施設の整備を行っており、令和11年度より稼働開始予定である。

なお、廃食用油、生ごみ、剪定枝等の品目については、本市が許可する施設において資源化されているものもある。

▼図表6 ごみ処理の流れ（令和7年度）



## 5 ごみ処理施設

現在、本市から排出されたごみは、組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランド、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ及び本市が許可する施設において処理を行っている。

佐賀東部クリーンエコランドでは、焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を回収した発電を行っており、施設内の電力として利用している。

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザでは、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源物は選別・圧縮・保管等を行い、資源化の促進を図っている。

本市が許可する施設においては、剪定枝等を資源化处理している。

▼図表 7 佐賀東部クリーンエコランドの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

▼図表 8 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザの概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
	供用開始	平成16年4月
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	47 t/日 (5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

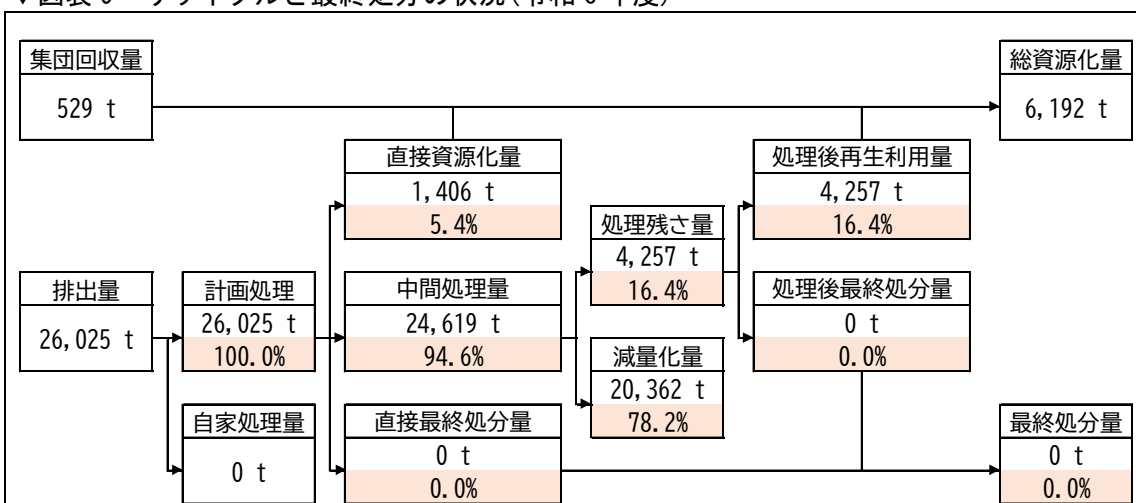
## 6 リサイクルと最終処分状況（令和6年度）

本市のリサイクルと最終処分の状況について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理実態調査結果」の最新実績である、令和5年度実績を基に整理した（本市は令和6年度実績）。

本市の集団回収や中間処理等の資源化を含めた資源化量は、令和6年度実績で6,192t/年となっており、リサイクル率は23.3%と佐賀県及び全国の平均値より高い値となっている。

最終処分量については、組合において焼却処理等の中間処理を実施し全量資源化を行っているため、埋立処分を行っていない。

▼図表9 リサイクルと最終処分の状況（令和6年度）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

項目	【リサイクル率】	【最終処分率】
	資源化量 排出量(処理量)+集団回収量	最終処分量 排出量(処理量)
本市 (令和6年度)	23.3%	0%
佐賀県平均 (令和5年度)	20.0%	3.8%
全国平均 (令和5年度)	20.0%	9.1%

注：リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。

排出量＝家庭系＋事業系

資源化量＝直接資源化量＋中間処理後の資源化＋集団回収量

佐賀県及び全国のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（佐賀県及び全国）

## 7 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

### 【ごみの排出に関する事項】

#### ごみの減量が必要

- ・令和 6 年度の本市のごみ総排出量に対する一人一日当たりのごみ排出量は 981g と、佐賀県平均 (856g) や全国平均 (851g) と比較して多くなっていることから、ごみの減量化が必要である。
- ・家庭系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、佐賀県平均や全国平均と比較して多いため、ごみの減量化や適正処理を維持していく必要がある。
- ・事業系の 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向であるため、事業者のごみの減量化や適正処理をさらに進める必要がある。

### 【資源化に関する事項】

#### 分別徹底が必要

- ・佐賀東部クリーンエコランドの組成調査結果より可燃ごみには、資源物に分類される古紙等が多く混入していることから、分別の徹底が必要である。

### 【中間処理に関する事項】

#### 安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- ・焼却施設については、佐賀東部クリーンエコランドが令和 6 年度より稼働開始しており、組合構成市町と連携して施設を適正に維持管理、運転していく必要がある。
- ・資源化施設については、現在マテリアルリサイクル推進施設の整備を行っており、令和 11 年度より稼働開始予定である。新施設の稼働開始までは、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいて適正処理を継続する必要がある。
- ・旧焼却施設の解体跡地に新たな資源物等ストックヤードの整備を計画しており、令和 9 年度より現在の資源物広場を移転させる予定である。移転までは、資源物広場において、資源物の適正回収を継続する必要がある。

### 【最終処分に関する事項】

#### 最終処分量の削減（全量資源化）が必要

- ・本市及び組合では最終処分場を保有しておらず、民間業者による資源化を行っている。適正処理を継続していくため、引き続き資源化の実施体制を確保していく必要がある。

## 第3節 ごみ処理の目標

### 1 基本理念

本市のごみ処理に関する基本理念及びこれを支える柱となる3つの基本方針は、以下に示す通りとする。

▼図表 10 基本理念と基本方針

<b>&lt;&lt;基本理念&gt;&gt; 資源循環型社会の構築</b>
<b>基本方針1：住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進</b> <p>「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。</p>
<b>基本方針2：ごみの減量化及び資源化の推進</b> <p>本市において、これまで行ってきた施策の推進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。</p>
<b>基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築</b> <p>安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を継続する方針とする。 あわせて、ごみ処理施設においては、組合による広域処理体制のもと、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理体制を確保していく。さらに、資源物広場において資源物の分別回収を推進する。 また、社会情勢の変化等に応じて収集・運搬・処理・処分を再構築する方針とする。</p>

## 2 減量化目標値の設定

本市において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

ごみの減量化の目標値は、家庭系の可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、事業系可燃ごみに対して設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

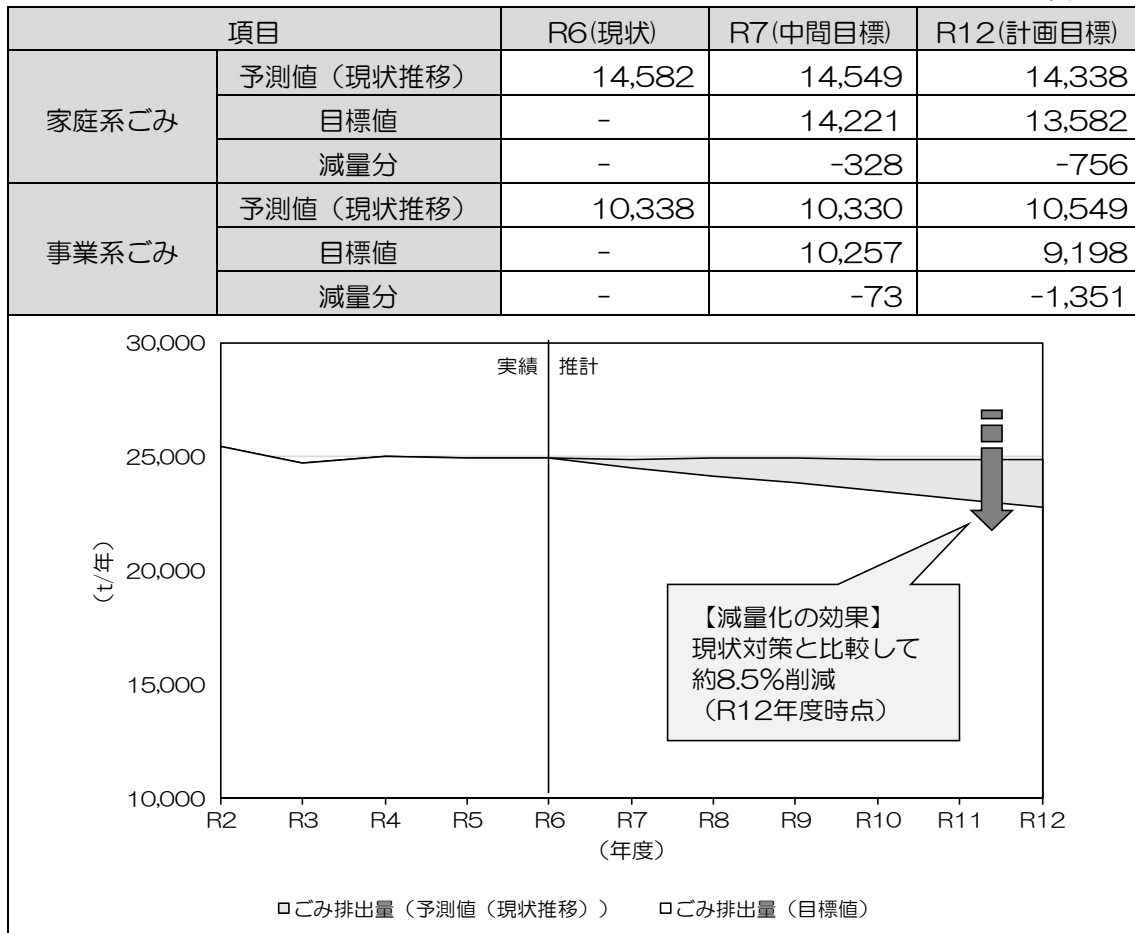
▼図表 11 ごみの減量化の目標値

項目	減量化の内容	目標年度における目標値の設定
家庭系 可燃ごみ	佐賀東部クリーンエコランドにおける調査結果から、可燃ごみのうち 11.2%が厨芥類（生ごみ）であるため、生ごみの水切りを徹底すること及び生ごみの堆肥化等により、ごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度度：80% 削減目標：2.17%
	食品ロス等を少なくすることにより、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5%
家庭系 不燃・粗大ごみ	分別の徹底や資源化等により引き続き減量化を図る。	削減目標：5%
事業系 可燃ごみ	事業者に対し、引き続き分別の徹底や資源化を行うよう促し、ごみの減量化を図る。	削減目標：15%

※削減目標は、予測値（実績から推計した R12 年度におけるごみ排出量）からの削減率

▼図表 12 ごみの減量施策を実施した場合のごみ排出量の推移

単位：t



※家庭系ごみ＝家庭系燃えるごみ＋家庭系不燃・粗大ごみ

※事業系ごみ＝事業系燃えるごみ＋事業系不燃・粗大ごみ＋事業系資源ごみ

### 3 資源化目標値の設定

資源化の目標値については、現在、本市で分別を行っている家庭系の資源物の品目のうち、ごみ種類組成の調査結果（湿ベース）において適正分別が見込める紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌）、容易に分別が可能なペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの回収量を向上する目標値を設定した。

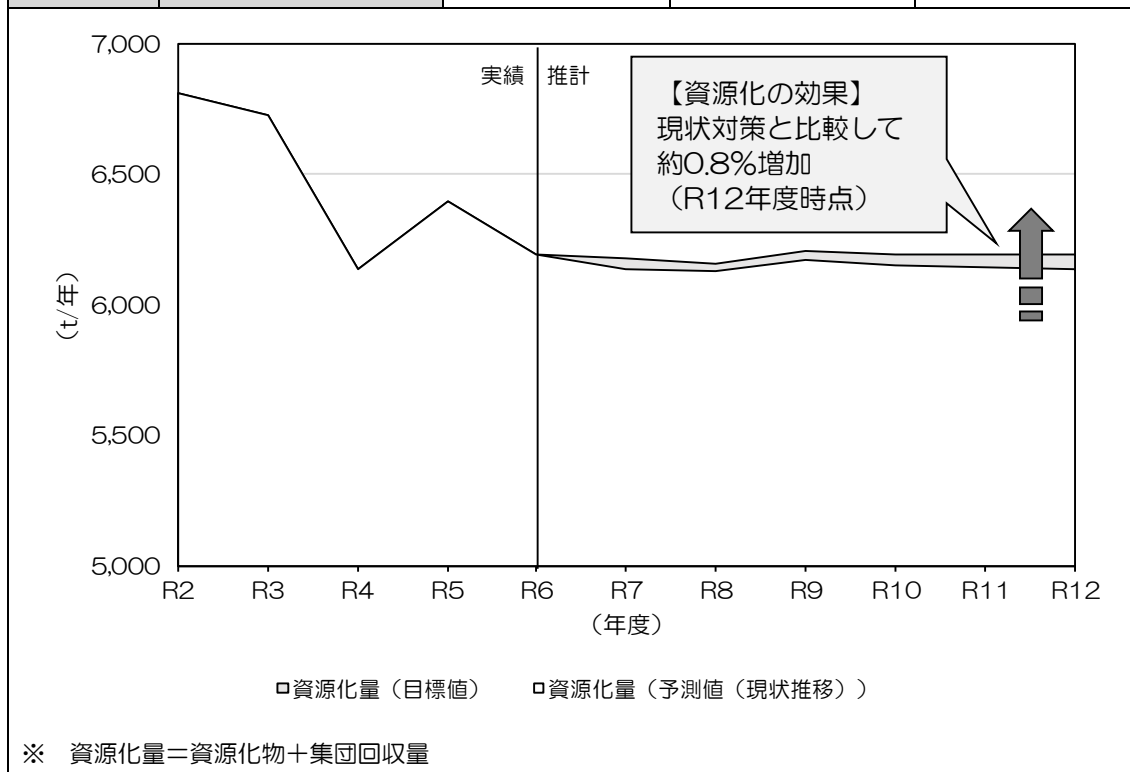
▼図表 13 資源化の目標値

項目	資源化の内容	目標年度における目標値の設定
段ボール	可燃ごみ中に 2.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	可燃ごみへの混入割合を現状より 17.2%削減し、資源として適正分別する。 段ボール：2.9%×17.2%≒0.5% 新聞・チラシ：5.1×17.2%≒0.9% 雑誌：2.2%×17.2%≒0.4%
新聞・チラシ	可燃ごみ中に 5.1%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
雑誌	可燃ごみ中に 2.2%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。	家庭系ごみ排出量に対する潜在量（2.1%）のうち、回収率を 40%とし、資源化の向上を図る。
容器包装プラスチック		家庭系ごみ排出量に対する潜在量（8.1%）のうち、回収率を 10%とし、資源化の向上を図る。
白色トレイ		家庭系ごみ排出量に対する潜在量（0.3%）のうち、回収率を 10%とし、資源化の向上を図る。

▼図表 14 資源化施策を実施した場合の資源化量の推移

単位：t

項目		R6(現状)	R7(中間目標)	R12(計画目標)
資源化量	予測値(現状推移)	6,192	6,136	6,137
	目標値	-	6,175	6,189
	増加分	-	+39	+52



#### 4 目標値のまとめ

前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、以下に示すとおりである。

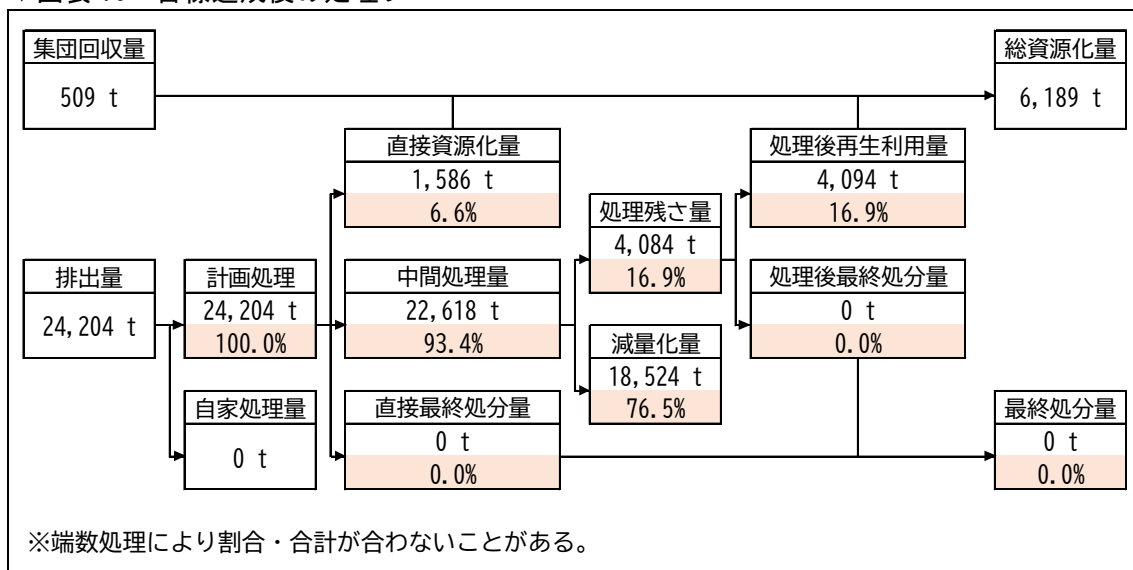
本市では、令和12年度における1人1日当たり排出量を、令和6年度実績に対し89g削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を25.0%とする目標を設定した。

▼図表15 目標値のまとめ

項目	単位	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(目標年度)
行政区域内人口	人	74,143	74,373	75,007
総排出量	t/年	26,554	26,190	24,713
	削減量*	t/年	-	-364
	削減率*	%	-	-1.4
1人1日当たり ごみ排出量 (資源等含まない)	g/人・日	864	845	775
	削減量*	g/人・日	-	-19
	削減率*	%	-	-2.2
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源等含まない)	g/人・日	539	524	496
	削減量*	g/人・日	-	-15
	削減率*	%	-	-2.8
資源化量	t/年	6,192	6,175	6,189
リサイクル率	%	23.3%	23.6%	25.0%

※削減量及び削減率は令和6年度に対する数値




▼図表16 目標達成後の処理フロー



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

## 5 今後実施する施策


### ■□ 方針1：市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進 ■□

基本施策	具体的な施策
市民の意識向上を図るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育の充実</li> <li>広報等による普及啓発</li> <li>ごみ処理施設見学</li> <li>マイバッグ運動の推進</li> <li>リユースの促進</li> <li>食品ロスの削減</li> </ul> 
事業者の意識向上を図るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進</li> <li>店頭回収の推進</li> <li>事業系ごみの指導強化</li> <li>各種講習会の開催</li> <li>事業系ごみの展開検査</li> </ul> 
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル製品の積極的な利用</li> <li>助成事業の推進</li> <li>小型家電等のリサイクル推進</li> <li>リチウムイオン電池の適正分別</li> <li>店頭回収等の推進</li> <li>料金体系の見直し</li> <li>プラスチック資源化の推進</li> <li>レジ袋削減の推進（特小ごみ袋の導入）</li> </ul> 

### ■□ 方針2：ごみの減量化及び資源化の推進 ■□

基本施策	具体的な施策
分別収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物分別徹底の啓発</li> <li>転入者等への啓発</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源回収業者等の把握及び情報提供</li> </ul>

### ■□ 方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築 ■□

基本施策	具体的な施策
収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬サービスの向上</li> <li>資源物回収方法の拡充</li> <li>福祉向上のための収集サービス</li> <li>事業系ごみ搬入指導等</li> </ul> 
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的かつ効率的で適正な中間処理の実施</li> <li>中間処理による減量化及び循環利用の推進</li> </ul>
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量の最小化</li> </ul>

## 第4節 計画目標年度におけるごみ処理施設の概要

計画目標年度におけるごみ処理施設の概要は以下に示すとおりである。

▼図表 17 計画目標年度における処理施設の概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2 炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	(仮称) マテリアルリサイクル推進施設
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和11年4月(予定)
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	34.2 t/日(5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	(仮称) 資源物等ストックヤード
	所管	鳥栖市
	供用開始	令和9年4月(予定)
	回収区分	不燃ごみ・缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、プラスチック使用製品、ビン類、紙類、白色トレイ、古布、乾電池・蛍光管

## 第5節 その他

---

### 1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収等、その活動を積極的に支援するものとする。

### 2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄等の問題に対する市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール等を継続して行う方針とする。

### 3 在宅医療系廃棄物対策等

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から排出されるようになったことから、市として、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討していく必要がある。

また、新型コロナウイルスなど感染症対策として、ウイルス等が付着している可能性がある廃棄物の排出方法についても周知していく必要がある。

### 4 災害廃棄物対策

大規模な震災や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみ等に対応していく必要がある。

具体的な対応方策については、「鳥栖市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」において示すものとする。

なお、今後、被害想定の見直しや、国が示す指針の改定などがあつた場合には、適宜見直しを行う。